

新旧対照表

個別通達：ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取り扱いについて

新	旧
<p>原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>令第3条第1項((原産地証明書の提出))の規定によるポリエステル短纖維(令第1条第1項第1号((課税物件))に規定する「ポリエステル短纖維」をいう。以下同じ。)の輸入申告等(関税法(昭和29年法律第61号)第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入の申告、同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告並びに同法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(同法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する場合を含む。)及び第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請をいう。以下同じ。)の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。</p> <p>1 大韓民国、台湾及びアジア諸国(地域を含む。)(以下「大韓民国等」という。)からポリエステル短纖維が輸入される場合の取扱い</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ 「原産地を証明した書類」とは、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第8条の2第1項((特恵関税等))に規定する特恵受益国等を原産地とする場合にあっては、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第27条第1項((原産地の証明))に規定する原産地証明書とし、それ以外の国又は地域を原産地とする場合にあっては、関税法施行令(昭和29年政令150号)第61条第1項第1号((課税標準決定のための書類及び原産地証明書等))に規定する原産地証明書とする。輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。</p> <p>なお、原産地証明書の確認方法については、関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の2-1(特恵関税等を適用する場合の取扱い)の(1)の口の規定を準用する。この場合において、同項の(1)の口中「当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書((原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する物品である場合を除き、同条第1項((原産地証明書の提出))の規定による原産地証明書」とあるのは、「ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項の規定による原産地証明書」と読み替えるものとする。また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。</p> <p>ロ 令第3条第3項((原産地証明書についての規定の準用))において準用する関税暫定措置法施行令第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達8の2-7('災害その他やむを得ない理</p>	<p>原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>令第3条第1項((原産地証明書の提出))の規定によるポリエステル短纖維(令第1条第1項第1号((課税物件))に規定する「ポリエステル短纖維」をいう。以下同じ。)の輸入申告等(関税法(昭和29年法律第61号)第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入の申告、同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告並びに同法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(同法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する場合を含む。)及び第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請をいう。以下同じ。)の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。</p> <p>1 大韓民国、台湾及びアジア諸国(地域を含む。)(以下「大韓民国等」という。)からポリエステル短纖維が輸入される場合の取扱い</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ 「原産地を証明した書類」とは、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第8条の2第1項((特恵関税等))に規定する特恵受益国等を原産地とする場合にあっては、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第51条第1項((原産地の証明))に規定する原産地証明書とし、それ以外の国又は地域を原産地とする場合にあっては、関税法施行令(昭和29年政令150号)第61条第1項第1号((課税標準決定のための書類及び原産地証明書等))に規定する原産地証明書とする。輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。</p> <p>なお、原産地証明書の確認方法については、関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の2-1(特恵関税等を適用する場合の取扱い)の(1)の口の規定を準用する。この場合において、同項の(1)の口中「当該輸入申告等に係る物品が令第51条第1項ただし書((原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する物品である場合を除き、同条第1項((原産地証明書の提出))の規定による原産地証明書」とあるのは、「ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項の規定による原産地証明書」と読み替えるものとする。また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。</p> <p>ロ 令第3条第3項((原産地証明書についての規定の準用))において準用する関税暫定措置法施行令第52条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達8の2-7('災害その他やむを得ない理</p>

新旧対照表

個別通達：ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取り扱いについて

新	旧
<p>由」の意義)の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」(別紙様式1)2通(原本、通知用)を提出することにより行わせ、提出猶予を認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(通知用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。</p> <p>ハ 令第3条第3項((原産地証明書についての規定の準用))において準用する関税暫定措置法施行令第29条ただし書((原産地証明書の有効期間))の規定により原産地証明書の有効期間を延長する際の取扱いについては、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。</p> <p>(1)及び(ロ) (省略)</p> <p>二 (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>由」の意義)の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」(別紙様式1)2通(原本、通知用)を提出することにより行わせ、提出猶予を認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(通知用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。</p> <p>ハ 令第3条第3項((原産地証明書についての規定の準用))において準用する関税暫定措置法施行令第53条ただし書((原産地証明書の有効期間))の規定により原産地証明書の有効期間を延長する際の取扱いについては、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。</p> <p>(1)及び(ロ) (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

新旧対照表

個別通達：ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取り扱いについて

新	旧														
<p>(別紙様式1) ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税関長 殿</p> <p style="margin-left: 40px;">申 請 者</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名（名称及び代表権者の氏名） ☺ (署名)</p> <p style="margin-left: 40px;">ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項に規定する原産地を証明した書類について、同条第3項において準用する関税暫定措置法施行令第<u>28</u>条ただし書の規定により、下記のとおり、その提出の猶予をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 15%;">原 産 地</td><td></td></tr> <tr><td>輸 出 者 名</td><td></td></tr> <tr><td>記号・番号</td><td></td></tr> <tr><td>品 名</td><td></td></tr> <tr><td>個数・数量</td><td></td></tr> <tr><td>申 請 理 由</td><td></td></tr> <tr><td>提 出 期 限</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: center;">(規格A 4)</p>		原 産 地		輸 出 者 名		記号・番号		品 名		個数・数量		申 請 理 由		提 出 期 限	
原 産 地															
輸 出 者 名															
記号・番号															
品 名															
個数・数量															
申 請 理 由															
提 出 期 限															
<p>(別紙様式1) ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税関長 殿</p> <p style="margin-left: 40px;">申 請 者</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名（名称及び代表権者の氏名） ☺ (署名)</p> <p style="margin-left: 40px;">ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項に規定する原産地を証明した書類について、同条第3項において準用する関税暫定措置法施行令第<u>52</u>条ただし書の規定により、下記のとおり、その提出の猶予をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 15%;">原 産 地</td><td></td></tr> <tr><td>輸 出 者 名</td><td></td></tr> <tr><td>記号・番号</td><td></td></tr> <tr><td>品 名</td><td></td></tr> <tr><td>個数・数量</td><td></td></tr> <tr><td>申 請 理 由</td><td></td></tr> <tr><td>提 出 期 限</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: right;">(規格A 4)</p>		原 産 地		輸 出 者 名		記号・番号		品 名		個数・数量		申 請 理 由		提 出 期 限	
原 産 地															
輸 出 者 名															
記号・番号															
品 名															
個数・数量															
申 請 理 由															
提 出 期 限															